

第10回（平成24年）度静岡市民清水区サッカー大会実施要項

1. 主 催

静岡市体育協会・静岡市サッカー協会・NPO法人清水サッカー協会

2. 主 管

地域スポーツクラブづくり推進委員会・市民大会運営協議会

3. チーム編成

- (1) チームは同一小学校区(またはそれに準ずる区域。以下「地域」という)に住所を有する者で編成し、地域を代表して各カテゴリー大会に参加する。
- (2) 2以上の「地域」による合同チームの参加も認める。
- (3) 参加できるチーム数は、原則的に1カテゴリーにつき1地域1チームとする。ただし、選手数が著しく多いときは、各カテゴリーの判断で2チーム以上の参加を認める。

4. 参加選手資格

原則として、清水サッカー協会会員及び清水区内各地域の在住者。(ただし、スポーツ傷害保険またはそれに順ずる保険に参加チームとして加入すること。)

5. 年齢基準

学年で計算するものとする。例えば、O30のカテゴリーには、2013年4月1日までに30才となる選手が出場可能である(つまり、誕生日が1983年4月1日以前の選手)。また、試合の日に15歳であっても、2013年4月1日までに16歳になる選手は、U15のカテゴリーに出場できない。ただし、各カテゴリー毎に出場チームの合意が得られた選手については、この限りではない。

6. 競技方法

- (1) 「地域」の対抗戦とする。リーグ戦、トーナメント等競技方式はカテゴリーごとに決定し準決勝まで運営する。
- (2) 決勝大会の主審は、原則として運営協議会が審判委員会に依頼し、副審は各カテゴリーが担当する。

7. チーム・選手登録

- (1) チーム登録(当初) チーム名・役員名簿等を記入した参加申込書を「地域」ごとに取りまとめ、運営協議会に提出する。
- (2) チーム登録(追加) チーム名・役員名簿等を記入した参加申込書(追加)を「地域」の代表者を通じて運営協議会に提出する。
- (3) 選手登録 各カテゴリーごとの規程により、各カテゴリー担当役員の指示にしたがって提出する。
- (4) 複数カテゴリーへの登録 例えば、O30所属の選手がセレソンへ出場するなど複数カテゴリーへの登録は可とする。
- (5) 複数チームへの登録 トーナメント形式のカテゴリーで、負けたチームの選手が勝ち残った選手として出場することはできない。登録を抹消しても、一度登録された選手が、他のチームに登録し直すことはできない。
- (6) その他 アマチュア以外の選手、外国籍選手の出場は可とする。

8. 大会運営

◎チーム代表者

- (1) 各チームに以下の役員をおかなければならない。

チーム代表者	1名
チーム副代表者	1名
- (2) 代表者はチームの大会参加に関する責任を負い、副代表者は代表者を補佐する。
- (3) 代表者及び副代表者は成人とする。未成年選手で構成されるチームの試合には、必ず成人が引率しなければならない。
- (4) チームは、全体大会及び各カテゴリー大会の運営に関して必要とされる協力をしなければならない。

◎地域代表者

- (1) 各地域に以下の役員をおかなければならない。 ・地域実行委員長 1名 ・地域実行副委員長 1名
- (2) 地域実行委員長は、地域を代表し、地域並びに地域チームの大会参加に関しての責任を負い、地域副実行委員長は地域実行委員長を補佐する。
- (3) 地域実行委員長は、地域スポーツクラブづくり推進委員会委員として、地域スポーツクラブづくり活動に参加・協力するものとする。

◎運営協議会

- (1) 地域スポーツクラブづくり推進委員会と各カテゴリー代表委員で、運営協議会を組織する。
- (2) 各カテゴリー代表委員は、シニア委員会、育成会部、1種委員会、2種委員会、3種委員会、4種委員会、女子委員会、審判委員会の委員長もしくは市民大会担当役員とする。
- (3) 大会に関する必要事項は運営協議会において決定する。
- (4) 各カテゴリー大会は、各カテゴリー代表役員を中心に運営協議会が運営する。
- (5) 各カテゴリー代表役員は各カテゴリー大会の運営に関して、必要があれば各カテゴリー大会運営委員会等を組織し、各チーム等を各カテゴリー大会の運営に参加させることができる。

◎規律委員会

- (1) 運営協議会の中に規律委員会を設ける。
- (2) 規律委員会は、地域スポーツクラブづくり推進委員会委員長の指名により、5名程度の委員を選出し組織する。このとき、審判委員会の代表役員を1名含むものとする。
- (3) 規律委員会は、競技規則及び本要項に定める出場資格、チーム編成等の規程に反する行為のほか、反スポーツ的行為など行為に対して、フェアプレーの尊重や地域スポーツの振興などの観点から懲罰等処分について裁定する。
- (4) 規律委員会は、未来にわたる本大会の範囲内で、注意、指導、出場停止、試合結果の取り消し、勝ち点の没収などの処分をすることができる。
- (5) 運営協議会は、規律委員会の処分の結果を清水サッカー協会理事会に報告する。このとき、同委員会は意見を付すことができる。

9. 会計

- (1) 各カテゴリーは、参加1チーム当たり1,000円を参加料として運営協議会に納める。
- (2) 前項の参加料は、原則として、運営協議会運営費、決勝大会の会場運営費および表彰費等にあてる。
- (3) カテゴリーごとの参加料は、前述の納付金を考慮のうえ、各カテゴリー担当理事が各カテゴリーごとに設定し、運営協議会に報告する。
- (4) 各カテゴリー担当理事は、各予選大会の会計を適切に行わなければならない。もし、各予選大会として繰越金等が生じたときには、関係種別委員会等に一旦、繰り入れなければならない。

10. 表彰

- (1) 各カテゴリー順位 1位・2位・3位(2チーム)
(3位の決定方式は予選大会の競技方式による。)
- (2) 総合順位(地域対抗) 1位・2位・3位

11. ポイント

- (1) 各カテゴリーにおける入賞チームには次のポイントが与えられる。
1位 5点、2位 3点、3位 1点
- (2) 各地域を代表するチームが得たポイントの合計が各地域のポイントとなる。
- (3) 複数の地域を代表するチームが得たポイントは、次の計算式の結果をそれぞれの地域に加算する。
$$\text{ポイント} \div \text{該当地域数} = \text{小数点以下第2位を切り上げ} = \text{地域のポイント}$$
- (4) 3位以内に入賞したチームが、決勝・3位決定戦等で棄権した場合、ポイントは与えない。
- (5) ポイントが同点の場合、出場カテゴリーが多い方を優勝とする。

12. 3種の期日・会場・規定

	U-13会場	U-14会場	U-15会場
8月18日(土)	清水三中	清水六中	清水二中
19日(日)	清水三中	清水二中	清水二中
8月25日(土)	予備日(会場:清水三中)		
12月8日(土) 決勝	蛇塚南G 9:30	蛇塚南G 10:30	蛇塚南G 11:30

- ・ 1回戦～準決勝は各カテゴリー40分ゲーム。同点の場合は3人制のPK戦。
- ・ 決勝は各カテゴリー50分ゲーム。同点の場合は3人制のPK戦。
- ・ 1試合目前に本部に提出したメンバー表の選手で、最後の試合まで戦うこと。
- ・ 3種の参加料は1チーム3,000円(運営協議会への1,000円を含む)とする。
- ・ 3種の選手登録は1人1カテゴリーとする。(年齢より下のカテゴリーには登録できない)